## 南幌町町民意見提出(パブリック・コメント)制度の基本的な流れ

## 基本的な政策(計画や条例等)の案の策定 【実施機関(町など)】



#### パブリック・コメントの実施予告

議会(各議員への周知) 町民(広報、HP等での周知) 但し、案件によっては募集と同じ 時期になる場合があります。

### 基本的な計画や条例等の案の公表及び意見の募集

- <公表内容>
- (1)政策(案)等の本体
- (2)政策(案)等の趣旨及び概要
- (3)政策(案)等の根拠法令及び上位計画の概要
- (4)政策(案)等を立案した考え方及び論点
- (5)町民等が理解するうえで必要な資料
- <公表方法>
- (1)情報コーナー【役場、保健福祉総合センター (あいくる)、夕張太ふれあい館】及び担当課 での閲覧・配布
- (2)広報紙への掲載
- (3)ホームページへの掲載
- (4)その他、実施機関が指定する場所 広報紙には紙面の都合上、公表内容の全て を掲載できません。

## 町民等の皆さんからの意見等の提出

意見等の提出期間:公表の日から原則20日以上



- (1)担当課の窓口への提出
- (2)郵送・ファクシミリ・電子メールによる提出
- (3)その他、実施機関が適当と認める方法 書面など記録として確認できる方法に限定します。(口頭及び電話等は除外)

住所・氏名・連絡先等の明記要



# 提出された意見等を考慮した政策等の策定の意思決定



#### 提出された意見等に対する実施機関の考え方・修正内容等の公表

案を修正 修正内容を公表

修正できない場合

理由を公表

意見提出者の氏名その他個人情報は公表しない。

#### 公表方法

情報コーナー及び担当課での閲覧 広報紙への掲載 ホームページへの掲載 など



案件により



政策(計画・条例等)の施行・実施